

商品概要説明書

J Aカードローン(住宅ローン利用者向け)

越前たけふ農業協同組合

(令和7年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・ J Aカードローン (住宅ローン利用者向け)
2. ご融資対象者	・ 当 J A の組合員で個人の方。 ※当 J A の組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となることができます。 ・ 当 J A で住宅ローンをご利用中の方。 ・ ご契約時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方。 ※ただし、契約金額が 50 万円以内の場合は 70 歳未満の方。 ・ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方。 ※農業者以外の方の場合は、前年度税込年収が 200 万円以上の方となります。 ・ 自己住宅 (ご家族名義を含む) または借家等生活の本拠が定まっている方。 ・ J A (他 J A を含む) との間でカードローン取引を行っていない方。 ・ その他、当 J A が定める条件を満たす方。
3. 資金使途	・ 組合員の方が生活に必要とする一切の資金にご利用いただけます。
4. ご融資期間	・ ご契約日から 1 年後の応当日の属する月の 5 日 (休業日の場合は翌営業日) までとします。 ※ご契約の方から解約の意思表示がなく、当 J A が所定の審査を行った結果、契約更新に支障がないと判断した場合は、更に 1 年間延長するものとし、以後も同様の取扱いとなりますが、満 65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。ただし、契約金額が 50 万円以内の場合は、満 70 歳の誕生日以降の契約更新を行わないこととします。 ・ 本商品は、当 J A で住宅ローンをご利用いただいているお客様向けの商品です。当 J A の住宅ローンのお取引が終了した場合は、原則本商品についてもあわせて解約いただきます。(ただし、通常完済 (繰上返済を含む) によるお取引終了の場合は、上記)
5. ご融資金額 (極度額)	・ 100 万円以内 (10 万円単位) の極度額申込みが可能です。
6. ご融資利率	・ 当 J A 所定の利率
7. 金利情報の入手方法	・ 現在のご融資利率につきましては、当 J A 窓口までお問い合わせください。
8. 利息計算方法	・ 毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。
9. ご利用方法	・ J A カードローンは、ご利用極度額の範囲内で、全国の J A および提携金融機関の A T M (現金自動預入払機) でご利用いただけます。 ※1 日の払出累計額は、50 万円以内 (個別申請により 100 万円まで拡大可能) とする制限があります。 ※ご利用回数に制限はありません。

10. ご返済方法	・ 約定返済 毎月5日（休業日の場合は翌営業日）に、前月5日（休業日の場合は翌営業日）現在のお借入残高に応じて指定貯金口座から自動引落しいたします。 【約定返済額参考】 <table border="1"> <tr> <td>前月5日現在のお借入残高</td><td>当月の約定返済額</td></tr> <tr> <td>1万円未満の場合</td><td>前月5日現在のお借入残高</td></tr> <tr> <td>1万円以上50万円以下の場合</td><td>1万円</td></tr> <tr> <td>50万円超100万円以下の場合</td><td>2万円</td></tr> </table> ※約定返済日前日におけるお借入残高が上記返済金額に満たない場合には、約定返済日前日現在におけるお借入残高の金額とします。 ・ 任意返済 県内J AのA T M（現金自動預入支払機）および当J A窓口へ申し込むことにより随時に任意の金額をご返済いただけます。 ※随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。	前月5日現在のお借入残高	当月の約定返済額	1万円未満の場合	前月5日現在のお借入残高	1万円以上50万円以下の場合	1万円	50万円超100万円以下の場合	2万円
前月5日現在のお借入残高	当月の約定返済額								
1万円未満の場合	前月5日現在のお借入残高								
1万円以上50万円以下の場合	1万円								
50万円超100万円以下の場合	2万円								
11. 担 保	・ 担保は必要ありません。								
12. 保 証	・ 福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。								
13. 保証料	・ 保証料はお借入金利に含まれます。（お支払いいただく金利の中から当J Aが福井県農業信用基金協会へ支払います。）								
14. 手数料	・ A T M・C Dをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。								
15. 利息・保証料の徴収	・ 貸越金の利息および保証料は、毎月5日（休業日の場合は翌営業日）に、当J A（福井県農業信用基金協会を含む）所定の利率・方法により計算し、お借入元金に組み入れていたします。								
16. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または金融部（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）								
17. その他参考となる事項	・ お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。								